

平成30年度 事業計画書

社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会

平成30年度 社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

地域の生活課題の変容や社会福祉法人制度改革により、社会福祉協議会の取り巻く環境は大きく変化し、地域共生社会の実現に向けての地域力強化や関係機関の連携による総合的な相談支援体制の構築にかかわる施策等が検討されています。

このような状況を踏まえ、生活支援体制整備事業などの地域を視点とした事業展開を進めていくとともに、障がいのある方が地域で安心して自立した生活を送っていくための相談支援事業を充実させていきます。

また、子育て支援の一環であるこどもの家（学童保育所）運営についても、利用者のニーズに応えるため土曜日を開所するなど事業の充実を図っていきます。

社会福祉協議会においては、法人としての存在意義や役割が問い直され、ガバナンスや透明性が求められるなか、法人が目指すべき方向に向かっていくかをチェックすることを目的に中長期経営計画を策定していきます。

【重点事業】

- * 本会の目指すべき姿を明確にするため、中長期経営計画の策定をします
本会地域福祉活動計画と連動し、社会福祉法人としての経営理念を定め、組織体制の整備と安定した法人運営をするための計画を策定します。
- * 地域における関係機関連携による包括的な相談体制づくりをします
地域の取り組みや活動に関して、関係機関による情報共有が求められるなか、関係機関と連携を取りながら、包括的な相談体制づくりをします。
- * 相談支援事業の充実を図るため、法人内での部門間連携を強化します
社協の各部門間連携を図り、それぞれの部門で受け止めた相談を一体となって支援する体制をとるとともに、関係機関と連携し、制度の狭間で支援が届きにくい人への支援に取り組みます。
- * 地域での見守り支援の仕組みづくりを推進します
地域住民の多様な生活課題の解決につなげる地域福祉活動の支援に取り組み、ふれあいサロンや子育てサロン等を通じて、地域の見守り支援体制の充実を図ります。また、市からの委託による生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター・協議体）により、地域の支え合い体制づくりを推進するとともに、災害時にも対応できる日々のつながりを強化する仕組みづくりの推進を図ります。
- * こどもの家（学童保育所）の運営充実を図ります
保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後等で適切な遊び及び安心・安全な生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

【実施事業】

1. 法人運営事業

①役員会等の開催

社会福祉法人としての適切な運営を図るため、次の会務を開催します。

- ・正副会長会の開催
- ・理事会の開催
- ・評議員会の開催
- ・監事会の開催
- ・理事・監事・評議員の研修会の開催
- ・評議員選任・解任委員会の開催

②組織運営の充実強化

- ・中長期経営計画の策定【新規】
- ・市役所への職員研修派遣
- ・職員研修の充実
- ・個人情報保護への対応
- ・苦情解決体制の充実

2. 広報・啓発事業

①広報誌「社協やす」の発行

社会福祉協議会の活動を広く市民にお知らせをして、地域福祉活動への理解と関心を深めるため、広報誌「社協やす」を発行し、全戸及び市内の施設に配布します。

②ホームページの運営

ホームページの内容を充実し、福祉情報等を幅広く提供します。

③社会福祉大会の開催

社会福祉の発展に功績のあった社会福祉関係者の表彰及び、地域福祉に関する講演により地域福祉の啓発を図ります。

④広報等音訳事業

行政等が発行する啓発・広報誌等を音訳し、視覚障がい者の方へ身近な地域の情報を提供します。

3. 地域福祉事業

①生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置）

地域包括ケアシステムの構築に向け、新たに介護保険の地域支援事業に位置づけられた生活支援体制整備事業を実施し、自治会、民生委員児童委員、ボランティアなどと連携を図り、高齢者の生活支援・介護予防の充実を図ります。

②地域福祉活動の推進支援

- ・学区、自治会単位での地域福祉活動支援
- ・災害時に対応できるまちづくりの推進

平常時から研修等を通して防災意識を高め、災害時に対応できる地域住民のつながりづくりを行います。

・小地域ふれあいサロン支援事業

自治会単位の地域を活動の拠点とし、高齢者の見守り活動や閉じこもり予防を目的として、当事者で構成する団体やグループ・ボランティア等が協働して自主的に活動の企画や運営をする団体に対し助成します。

また、サロン活動を支援しているボランティア等の情報交換や交流の場を企画するなどの支援を行います。

・子育てサロン支援事業

乳幼児(未就園児)の子育て中にある保護者を地域で支援するサロン活動を促進することを目的とした子育てサロンに対する助成・支援を行います。

・サロン備品貸出事業

自治会等で開催される「ふれあいサロン」や「子育てサロン」等で活用いただける備品の貸出しを行います。

・母子・父子家庭ふれあい事業

ひとり親家庭等を対象に、交流や情報交換の場をつくり、当事者活動を支援します。

・障がい者(児)交流事業

市内の福祉団体や施設と協働し、誰もが多くの人々と交流し、ふれあいを深めることを目的に実施します。

・障がい者(児)スポーツ大会の開催

市内の福祉団体や施設と協働し、誰もがスポーツを通じ、障がい者(児)の社会参加を支援します。

③子ども会育成事業

次世代を担う児童を地域で健全に育成していくことを目的とし、自治会等における子ども会活動に対する助成・支援を行います。

④ボランティア活動の推進

・ボランティア情報の収集・発信

広報誌やホームページ等により、ボランティア情報の発信を行います。

・ボランティアの育成・支援

ボランティア活動を育成支援することにより、市民の地域福祉への参画を推進し、災害時等の見守り支援活動につながる支援を行います。

・学校と連携した福祉教育活動の推進と福祉活動推進校の支援

市内の福祉活動を推進している小・中・高校に対し、福祉教育連絡会(情報交換など)の開催や福祉教育を実施するための助成、福祉用具(車いす・高齢者疑似体験用具)の貸し出し、職員派遣等の支援を行います。

また、学校での福祉教育の取り組みを通じて、地域での助け合いやボランティア活動などへの理解を深める支援を行います。

・災害ボランティアセンター設置訓練の実施

災害時に円滑な支援活動を行うため、拠点となる災害ボランティアセンターの設置訓練を行います。

⑤車いす貸出事業

一時的に車いすを必要とする方に対し日常的な利便性を図るため、車いすの貸出しを行います。

⑥社会福祉関係団体との協働活動の推進

福祉団体育成事業

福祉団体の育成を図るための支援を行います。

- ・民生委員児童委員協議会
- ・赤十字奉仕団
- ・更生保護女性会
- ・母子福祉のぞみ会
- ・介護者家族の会
- ・障害者関係団体連絡協議会

⑦善意銀行の運営

市民のみなさまからの善意(寄付金・物品)をお預かりし、善意銀行運営委員会で運用について検討し、社会福祉事業及び災害支援のために活用します。

⑧命のバトン配布事業

高齢者や障がいのある方などが、急病等において、自身の救急医療情報等を関係者に知らせるための情報シートの入った筒を配布することにより、安心して暮らすことのできる支え合いづくりを行います。

⑨遺族援護事業

戦没者等の慰霊事業・水害殉職者追悼法要の挙行と遺族援護事業の支援を行います。

4. 相談支援事業

①総合相談事業の実施

住民の日常生活のあらゆる相談に応じるため、関係機関やボランティア活動等の福祉活動とも連携しながら、適切な助言・援助を行い、住民福祉の増進を図ります。

②障がい者相談支援事業

障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、ニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障がい福祉サービス等に結びつけていくための相談支援を行うとともに、サービス等利用計画などを作成する特定相談支援事業・障害児相談支援事業を実施します。

③生活困窮者支援事業

生活困窮者対策として、職員を市役所に派遣し、市との連携・協力のもと、利用者の生活再建を支援するために実施される家計相談支援事業や就労支援事業等について側面的な支援を行います。

④地域福祉権利擁護事業の実施

認知症高齢者、知的障がい、精神障がいのある方で判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払、日常的な金銭管理等の援助を行います。

⑤福祉資金・生活福祉資金貸付事業

経済的な問題を抱えている方の生活を支援し、世帯等の自立を図るための資金の貸付けを行います。

⑥「滋賀の縁^{えにし}創造実践センター」への活動協力

滋賀県社会福祉協議会が中心となり、民間福祉関係者が枠を超えてつながり、地域住民とともに社会とつながっていない方々の縁を紡ぎなおし、生き生きと地域の中で暮らせるよう支援するしくみと実践への活動に協力を行います。

5. 学童保育所の運営

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等で適切な遊び及び安心・安全な生活の場を提供し、児童の健全育成を図るため、市内23か所の学童保育所を運営します。

また、保護者の多様なニーズに対応するため、今年度より土曜保育を実施します。

(平成30年4月より、北野学童保育所において、合同保育として48日間開所)

6. ファミリー・サポート・センター事業

子育てを援助したい人と子育ての援助を受けたい人がお互い会員になって助け合えるように相談・調整をして支援します。

7. 在宅介護支援事業

居宅介護支援事業(介護保険事業)

介護が必要になっても在宅の生活が維持できるよう、ケアプラン(居宅介護支援計画)の作成及びサービス提供者との連携を行います。

また、地域づくりの担い手としての地域課題発見や地域の介護支援専門員の資質向上の支援及び他法人の居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研究会を実施し、特定加算事業所として関係機関と連携をしていきます。

8. 共同募金配分による事業の実施

- ・高齢者福祉事業
- ・障がい福祉事業
- ・児童福祉事業
- ・住民福祉全般の事業
- ・歳末たすけあい事業

9. その他地域福祉を推進する活動

- ・共同募金運動の推進(野洲市共同募金委員会の運営)
- ・赤十字事業の推進